

記入例

《退職等により未徴収税額を事業所が一括して納入するとき》

給与支払報告書
特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合の、提出はお早く！

平成29年1月1日以後に異動のある方の届出には給与支払者の法人番号又は個人番号と給与所得者の個人番号の記載が必要となります！

大洲市長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名 (名称)	株式会社 大洲商事										特別徴収義務者 指定番号	12345				
令和 5年 8日 5日提出			所在地	大洲市大洲〇〇番地										連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	所属 氏名 (電話)	人事課給与係 大洲 花子 0893-24-2111			
			法人番号又は個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇															
給与所得者													(ア)特別徴収税額 (年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の 事由	異動後の未徴収税額の 徴収方法	
受給者番号 (整理番号)	123	氏名	大洲 太郎										千	円	千	円	R5・7・31	①. 退職 ②. 転勤 ③. 休職 ④. 長欠 ⑤. 死亡 ⑥. 合併・解散 ⑦.	1. 特別徴収継続 ② 一括徴収 3. 普通徴収 (本人が納付)
個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	生年月日	S58年 4月 12日										6月から 8月まで	千	円	千			
1月1日現在の住所	大洲市長浜〇〇番地										30	000	7	500	22	500			
現住所	給与の支払を受けなくなった後の住所 同上																		

(ア)特別徴収税額通知書に記載されている年税額
(イ)何月分まで特別徴収されたかとその合計額
(ウ)残りの税額を記入してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	給与または退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	備考	※退職の日が1月1日以降4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、5月31日までの間に支払われる予定の給与又は退職手当等が残税額を超えるときは、必ずまとめて一括徴収してください。
①. 異動が令和5年12月31日までで申出があったため(8月30日申出)	9・15	千円 22 500 円 22 500	一括徴収した税額は9月分(10月11日納期限)で納入します	
2. 異動が 年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため	.	千円 円		

一括徴収をする場合は、一括徴収した残税額を何月分で納入するのかを必ず記入してください。

◎特別徴収継続の場合は、新しい勤務先（転勤先等）を次の欄に記載してください。

月割額 円を 月分から徴収 するよう連絡済です。	給与支払者 (特別徴収義務者)	法人番号又は個人番号 フリガナ											特別徴収義務者 指定番号			
受給者番号		フリガナ											連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	所属 氏名 (電話)		
		所在地	〒 -													